

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により平成15年3月28日付で届け出られた大規模小売店舗の変更の届出について、法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成15年8月18日

京都市長 榎本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サカエ丹波橋店
京都市伏見区舞台町16番2他

2 意見の概要

- ・ サカエ丹波橋店の閉店後の舞台町は、たいへん静かで防犯問題もない良い住宅地であるのに、住民の希望により深夜まで営業するという店舗側の言い分は考えられない。静かな住宅環境が損なわれるのみと考える。
- ・ 青少年の健全な育成においても悪影響があるのではないか。
- ・ 店舗側は、問題が起きた場合、その都度対処すると述べているが、今まで起こった問題（路上駐車等）についても一応対策を行っているものの、改善されていない。
- ・ サカエ丹波橋店は、諸問題に対してきちんと対応できない店舗であるので、深夜営業を行うことによってさらに問題が起こりうる。その前に深夜営業を思いとどまるべきである。
- ・ サカエ丹波橋店の地域住民商店街を無視した一方的な営業時間の変更はおかしい。商店街活性化のためにも話し合いをすべきである。
- ・ 商店街は、数年前までは大店法のもと営業を続けられていたが、現在は野放しに近い状態であり、商店街を維持する者は高齢化しており、後継者へのバトンタッチもできない状態にある。
- ・ 周辺の地域住民の生活環境及び周辺商店との信頼関係を一方的に破るような行為は許されない。周辺の商店との話し合いに応じるべきである。
- ・ サカエ丹波橋店の開店以来、住環境が悪化している状況が現在も続いている。今回の営業時間の延長により一層悪化するのは明らかである。
- ・ 企業の利益追求のため、地域住民の生活環境の悪化を我慢しなければならないのは不当である。
- ・ サカエ丹波橋店は、開店時の地元商店会との約束を基本に、営業努力をすべきである。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

平成15年8月18日（月）から平成15年9月18日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

なお、上記 2 の意見の概要は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項（具体的には、法第 4 条の規定により通商産業大臣が定めた指針）に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）